

2024年度税制改正

2024. 1. 18

船戸 明

【1】概要（財務省ホームページより）

- 個人所得課税
 - 所得税・個人住民税の定額減税
 - ストックオプションの利便性向上
 - 住宅ローン控除の拡充（子育て支援税制の先行対応）
 - 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

- 資産課税
 - 土地に係る固定資産税等の負担調整措置
 - 法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長

- 法人課税
 - 貸上げ促進税制の強化
 - 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充
 - 戦略分野国内生産促進税制の創設
 - イノベーションボックス税制の創設
 - 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税からの除外
 - 交際費から除外される飲食費に係る見直し
 - 外形標準課税の適用対象法人の見直し

- 消費課税
 - プラットフォーム課税の導入
 - 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し
 - 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- 国際課税
 - グローバル・ミニマム課税への対応
 - 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

- 納税環境整備
 - GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上
 - 更正の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算税制度の整備
 - 不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備
 - 地方公金に係るeLTAX経由での納付

● 関税

- 暫定税率等の適用期限の延長等
- 輸入手続の利便性向上

《結論》中小企業にとっては利便性向上どころか、手間だけが増える税制改正です。

【2】総論への疑問1

《大綱》「所得税・個人住民税の定額減税により、今後の賃金上昇と相まって、目に見える形で可処分所得を伸ばす」。

《疑問》なぜ「減税」が不評だったのでしょうか。

金額の問題か、手続の問題か、増税分の還元という理屈建ての問題か。

2万円ポイントでマイナンバーカードが増えた成功体験の勘違いでしょう。

《結論》バカにするなど多くの人が怒ったとしたら、長い目では成功かもしれません。

【3】総論への疑問2

《大綱》「賃上げ促進税制を強化し、賃上げにチャレンジする企業の裾野を広げる」。

《疑問》（繰り返し）賃上げ促進税制があるから賃上げをした会社を知りません。

5年間の繰越控除により、全法人、賃上げ税制のデータ収集が必要です。

《結論》「前例のない期間」の繰越控除により、前例のない面倒な税制になりました。

【4】総論への疑問3

《大綱》「政府として次元の異なる少子化対策を進める中で、税制においても、子育て世帯を対象とした上乘せを行うなど、子育て支援措置を講ずる」。

《疑問》子育て支援をすれば、なぜ、子どもが増えるのでしょうか。

1人以上の子どもを産んだ母が産む子どもの数は40年前と変わっていません。

問題は、非婚化、晩婚化でしょう。

《結論》20代結婚控除を夫婦とも38万円導入したほうが有効です。

【5】具体的内容

(1) 個人所得課税

①所得税・個人住民税の定額減税

《前提》 a 所得税：**24年**合計所得金額が**1,805万円**以下※

b 住民税：**23年**合計所得金額が**1,805万円**以下※

※ 給与収入の場合**2,000万円**以下

《内容》 a 所得税：**居住者**の**24年**分所得税について、特別控除を実施

金額は、**本人3万円、同一生計配偶者等※1**につき**3万円**

※ 居住者と生計を一にする配偶者・親族等で、
合計所得金額が**48万円**以下の**居住者**

b 住民税：納税義務者の**24年**分住民税について、特別控除を実施

金額は、**本人1万円**、

控除対象配偶者※1又は**扶養親族※2** 1人につき**1万円**

※1 同一生計配偶者（**居住者**）のうち、
前年の合計所得金額が**1,000万円**以下の納税義務者の配偶者※3

※2 納税義務者の親族等で、
前年の合計所得金額が**48万円**以下の**居住者**

※3 **1,000万円**超の納税義務者の同一生計配偶者（居住者）分は、
25年分住民税から**1万円**控除。

《参考》配偶者の区分

a 同一生計配偶者

給与所得者と生計を一にしている配偶者のうち、合計所得金額が**48万円**以下である者

b 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が**1,000万円**以下の給与所得者の配偶者

c 源泉控除対象配偶者

合計所得金額が**900万円**以下の給与所得者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が**95万円**以下である者

《方法》 a 給与所得者

イ 所得税

24年6月1日以降の給与（賞与含む）から**順次**控除。

同一生計配偶者等に異動がある場合は**年末調整**で調整。

24年の年末調整時に、**年税額**から**特別控除額**を控除。

給与支払者が同一生計配偶者等を把握するための措置。

24年の**源泉徴収票**の**摘要欄**に**控除した金額**を記載。

【参考】

甲欄で3万円以上の源泉徴収税額が発生する社保控除後給与額

扶養0：50．3万円以上

1：54．2万円以上

2：57．8万円以上

→少なくとも月収約58万円を超えない限り、

本人分だけとしても**1度では控除できない。**

ロ 住民税

24年6月の特別徴収は行なわない。

24年7月から25年5月まで、

特別控除後の住民税の11分の1の額を徴収。

自治体からの**特別徴収通知書に控除額を記載。**

24年の給与支払報告書の摘要欄に控除した金額を記載。

b 公的年金受給者

イ 所得税

24年6月1日以降の年金から順次控除。

24年の源泉徴収票の摘要欄に控除した金額を記載。

ロ 住民税

24年10月1日以降の年金から順次控除。

自治体からの税額決定通知書に控除額を記載。

24年の公的年金等支払報告書の摘要欄に控除した金額を記載。

c 事業所得等（普通徴収）

イ 所得税

24年所得税の第1期分予定納税額（7月）から、

本人分の特別控除額を控除。

控除しきれない場合、第2期分予定納税額（11月）から控除。

申請により同一生計配偶者等の特別控除額を控除可能。

第1期分の予定納税期間を「7月1日から9月30日」に延長。

24年の確定申告時に、**所得税額から特別控除額を控除。**

ロ 住民税

24年住民税の第1期（6月）納付額から順次控除。

自治体からの税額決定通知書に控除額を記載。

《留意》 a 所得税では「同一生計配偶者」が3万円だが、

大綱（注1）によれば源泉徴収で控除する額の計算は、
「源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下」とある。
→給与所得者年収1,200万円、配偶者年収0なら、
同一生計配偶者ではあるが、源泉控除対象配偶者ではないので、
源泉徴収での控除は実施せず年末調整で拾い上げるのか？

b 給与、事業、年金にまたがる所得を有する人の減税はどうするのか？

c 税額<減税額で控除しきれない場合、差額が還付されるのか？

「納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する」（令和5年12月14日 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室）。

→「推計所得税」に基づき早めに支給ということか？

「なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付する」（同）。

→追加給付はあるも、過剰給付の返金はないのか？

d 6月以降の源泉徴収と特別徴収について、給与システム改修が必要。

イ 所得税の特別控除額を給与明細に記載

ロ 所得税の特別控除額を源泉徴収票摘要欄に記載（残額の記載は？）

ハ 住民税は6月0、7月、8月以降の3区分（1年だけ）

e 入退社がある場合の減税実施済額（未実施額）の引継ぎが必要。源泉徴収票への確実な記載、控除しきれていない金額はどう把握するのか？

f 年少扶養親族は夫婦どちらにつけるべきか？ 夫2,500万円、妻500万円の場合、年少扶養親族は妻につけておく必要があるのか？

g 給与収入が23年2,500万円、24年1,800万円の場合、所得税の控除は受けられるが、住民税の控除は受けられないのか？

h 住民税は23年の収入判定なので、今月末提出の給与支払報告書で年少扶養親族の取り扱いに留意が必要か？

i そもそも扶養親族の判定時期は、所得税が24年12月末で、住民税は23年12月末なのか？

j 住宅ローン控除後で所得税0の場合は給付されるのか？

《結論》今からでも是非やめにしてください。

②ストックオプション税制の拡充

《趣旨》非上場会社やスタートアップへの適用拡大

《改正》a 権利行使された譲渡制限株式を、
当該発行会社自身が管理する場合、
証券会社への株式保管委託が不要となる。

b 1年あたり権利行使価額限度額を現行1,200万円から引上げ

設立後	非上場	上場後5年未満	上場後5年以上
5年未満	2,400	2,400	—
5年以上20年未満	3,600	3,600	1,200
20年以上	1,200	1,200	1,200

c 発行会社の要件のうち、
新事業活動投資や指導を行なうベンチャーキャピタル等から
新たに投資を受ける時点において、
資本金5億円未満かつ従業員数900人以下、の要件を廃止。

d 付与対象である社外高度人材について、
国家資格、博士、高度専門職の在留資格者は3年の実務要件を廃止し、
上場会社役員については3年の要件を1年とする。
また、高度人材に、教授、准教授、
上場会社の重要な使用人として1年以上の実務経験者等を追加。

e スtockオプションで取得した上場株式について、
一定の要件のもと、特定口座やNISA口座で受け入れ可能に。

《時期》不明

《結論》可能性を広げる制度の拡充は好ましいと思います。

③子育て世帯等に対する住宅借入金等特別控除の拡充

《現行》上段：借入限度額、下段：控除期間

	区分	入居年	
		22、23	24、25
新築	一般	3,000	2,000
		13	※1 10
	省エネ	4,000	3,000
		13	13
	ZEH	4,500	3,500
	※2	13	13
	認定	5,000	4,500
		13	13
中古	一般	2,000	
		10	
	認定等	3,000	
		10	
率		0.7	

※1 24年1月1日以後建築確認（登記上建築日付が24年6月以前を除く）と、
建築確認受けず建築日付が24年7月以降の場合、一般は適用なし

※2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

《改正》 a 上段：借入限度額、下段：控除期間

	区分	入居年		
		22、23	24※	24、25
新築	一般	3,000	2,000	
		13	※1	10
	省エネ	4,000	4,000	3,000
		13	13	13
	ZEH	4,500	4,500	3,500
	※2	13	13	13
	認定	5,000	5,000	4,500
		13	13	13
中古	一般		2,000	
			10	
	認定等		3,000	
			10	
率			0.7	

※ 対象者

- イ 40歳未満で配偶者を有する者
- ロ 40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者
- ハ 40歳以上で19歳未満の扶養親族を有する者

b 床面積要件

- イ 原則50㎡以上
- ロ 合計所得金額が1,000万円以下の場合、40㎡以上（新築のみ）
→ロについて、23年までの建築確認を24年までに1年延長。

《結論》住宅ローン控除を受けるために住宅を買うわけではありません。

④子育て世帯等に対する既存住宅リフォーム特別控除の拡充

《現行》			
対象工事	工事限度額	所得要件	適用時期
	※1、2		
耐震	250	なし	～
			2023
バリアフリー	200	3,000	
		万円以下	
省エネ	250		
	※2		
3世帯同居	250		
耐久性+耐震	250		
耐久性+省エネ	250		
	※2		
耐久性+耐震+省エネ	500		
	※2		
控除率	10%		

※1 一定の要件を満たすその他工事は、対象工事と合わせて1,000万円を限度として5%控除。

※2 省エネで太陽光発電装置設置の場合、工事限度額に100万円上乘せ。

《改正》

対象工事	工事限度額 ※1、2	所得要件	適用時期
耐震	250	なし	～ 2025
バリアフリー	200	2,000 万円以下	
省エネ	250 ※2		
3世帯同居	250		
耐久性+耐震	250		
耐久性+省エネ	250 ※2		
耐久性+耐震+省エネ	500 ※2		
子育て対応改修※3	250		24年4月 1日～12月 31日入居
控除率	10%		

※3 a 対象者

- イ 40歳未満で配偶者を有する者
- ロ 40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者
- ハ 40歳以上で19歳未満の扶養親族を有する者

b 工事内容（標準的な工事費用が50万円超）

- イ 子どもの事故を防止するための工事
- ロ 対面式キッチンへの交換工事
- ハ 開口部の防犯性を高める工事
- ニ 収納設備を増設する工事
- ホ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ヘ 間取り変更工事

《留意》子育て対応改修工事に、その他工事（5%控除）が認められるかどうか。

《結論》適用漏れが起こりそうです。

⑤【来年度以降】扶養控除の見直し

《趣旨》24年10月以降、

児童手当の支給対象に高校生年代が追加されることから、
所得税と住民税における扶養控除の見直し。
ただし、全世帯で差引負担増としない設計にする。

《概要》16～18歳の扶養控除について、

所得税：38→25万円

住民税：33→12万円、とする。

《影響》a 扶養控除13万円減少による所得税（復興含む）の増加

税率 5%：6,600円

10%：13,200円

20%：26,500円

23%：30,500円

33%：43,800円

40%：53,000円

45%：59,700円

b 扶養控除21万円減少による住民税の増加

税率10%：21,000円（一律）

c 児童手当の増加 120,000円

→「c - a - b」は、すべてプラス

《時期》児童手当支給が1年通じて行なわれるという意味で、

所得税は25年分から、住民税は26年分から。

⑥【来年度以降】ひとり親控除の見直し

《趣旨》ひとり親の自立支援

《概要》合計所得金額500万円以下の要件を1,000万円以下に拡充

《時期》扶養控除見直しと同様

⑦【来年度以降】生命保険料控除の見直し

《趣旨》扶養者に何かあったときの対応拡充（子育て支援？）

《概要》新生命保険料の一般枠について、
23歳未満の扶養親族を有する場合、
4万円の限度額を6万円に拡充。
ただし、総額12万円の限度額は変更なし。
また、一時払生命保険については、控除対象から除外する。

《時期》扶養控除見直しと同様

《結論》税理士以外気づかないのではないかという改正（見込み）です。

(2) 資産課税

①土地に係る固定資産税等の負担調整措置

《背景》24年度は固定資産税評価額の3年に1度の評価替えがあり、
大都市の地価上昇と地方の地価下落が混在しばらつきが拡大。
よって、負担水準に均衡化を進めるため、負担調整の仕組みを継続。

《内容》現行の負担軽減措置を継続。

《参考》大阪市ホームページより

- a 負担水準＝前年度課税標準額 ÷ 当年度の価格※
※ 住宅用地の場合、6分の1などの特例率を乗じる

- b 商業地の負担軽減措置
 - イ 負担水準70%超
課税標準額＝当年度価格×70%
 - ロ 負担水準60%以上70%以下
課税標準額＝前年度課税標準額（据置）
 - ハ 負担水準60%未満
課税標準額＝前年度課税標準額＋当年度価格×5%
（当年度価格の20%から60%の範囲内）

- c 住宅用地の負担軽減
 - イ 負担水準100%以上
課税標準額＝当年度価格×特例率
 - ロ 負担水準100%未満
課税標準額＝前年度課税標準額＋当年度価格×特例率×5%

(当年度価格×特例率の20%から100%の範囲内)

②住宅取得資金の贈与税非課税措置

《現行》直系尊属からの贈与により、
住宅の新築等にあてるための金銭の贈与を受け、
贈与年の受贈者（18歳以上）の所得が2,000万円以下※で、
翌年3月15日までに新築等（50㎡以上※）をして、
同日までに居住又は居住見込みの場合、
次の限度額まで贈与税は非課税。

省エネ等 1,000万円

省エネ等以外 500万円

※ 受贈者の所得が1,000万円以下の場合、40㎡以上。

《要件》住宅の要件

- a 断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上
- b 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上又は免震建築物であること
- c 高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上

《改正》住宅の要件 a を、

「断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上」としたうえで、
非課税措置を3年延長。

ただし、23年までに建築確認を受けた家屋と、

24年6月30日以前に建築された家屋は、引き続き適用可。

《時期》24年1月1日以後、贈与により取得する住宅取得資金に係る贈与税

《結論》意外に厳しい条件ではないでしょうか。

③事業承継税制の特例承継計画提出期限

《現行》24年3月31日までに都道府県知事に提出

《改正》26年3月31日までに都道府県知事に提出

《留意》**27年12月という制度の適用期限は延長なし。**

《結論》思ったより利用されていないということでしょう。

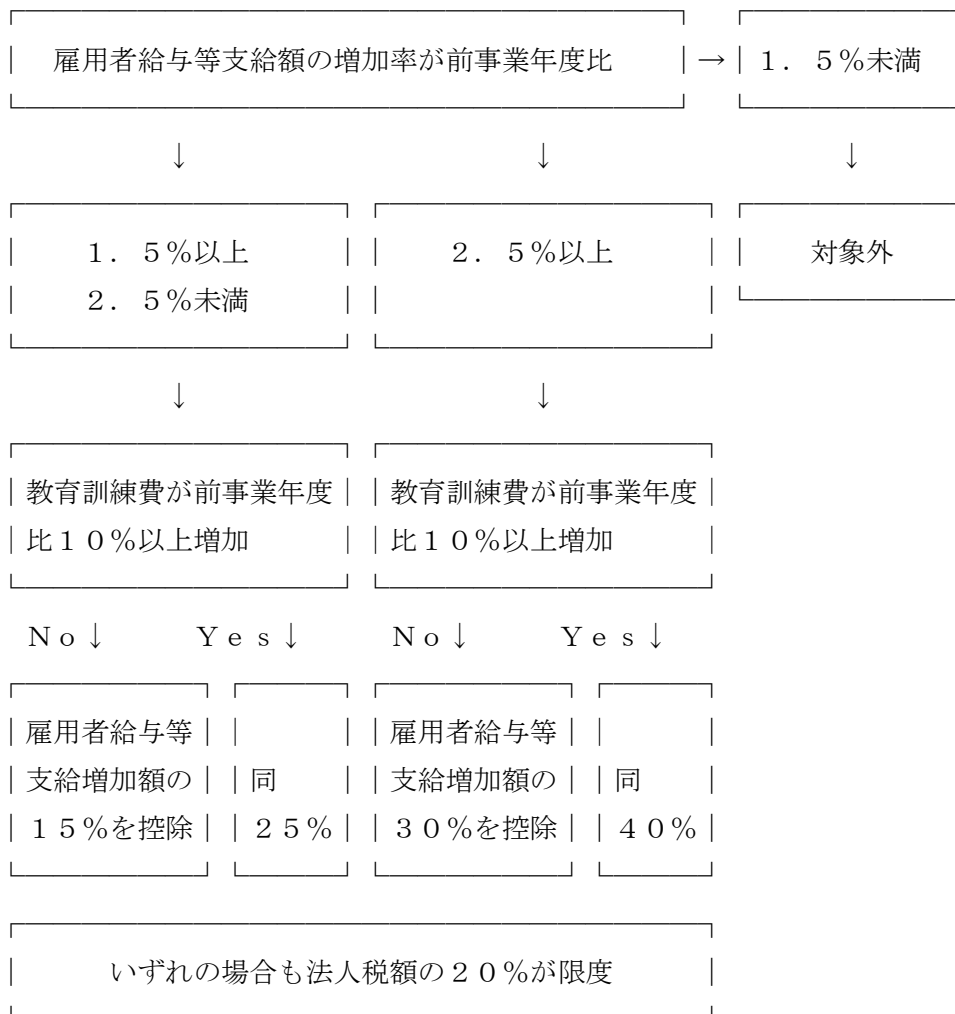
なお、利用する場合、**後継者は24年中に役員になっておく必要**があります。

(3) 法人課税

①賃上げ促進税制

《現行》

a 〈中小企業向け所得拡大促進税制〉適用の要件



※1 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画認定の場合の上乗せは廃止

※2 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要（申告書添付は不要）

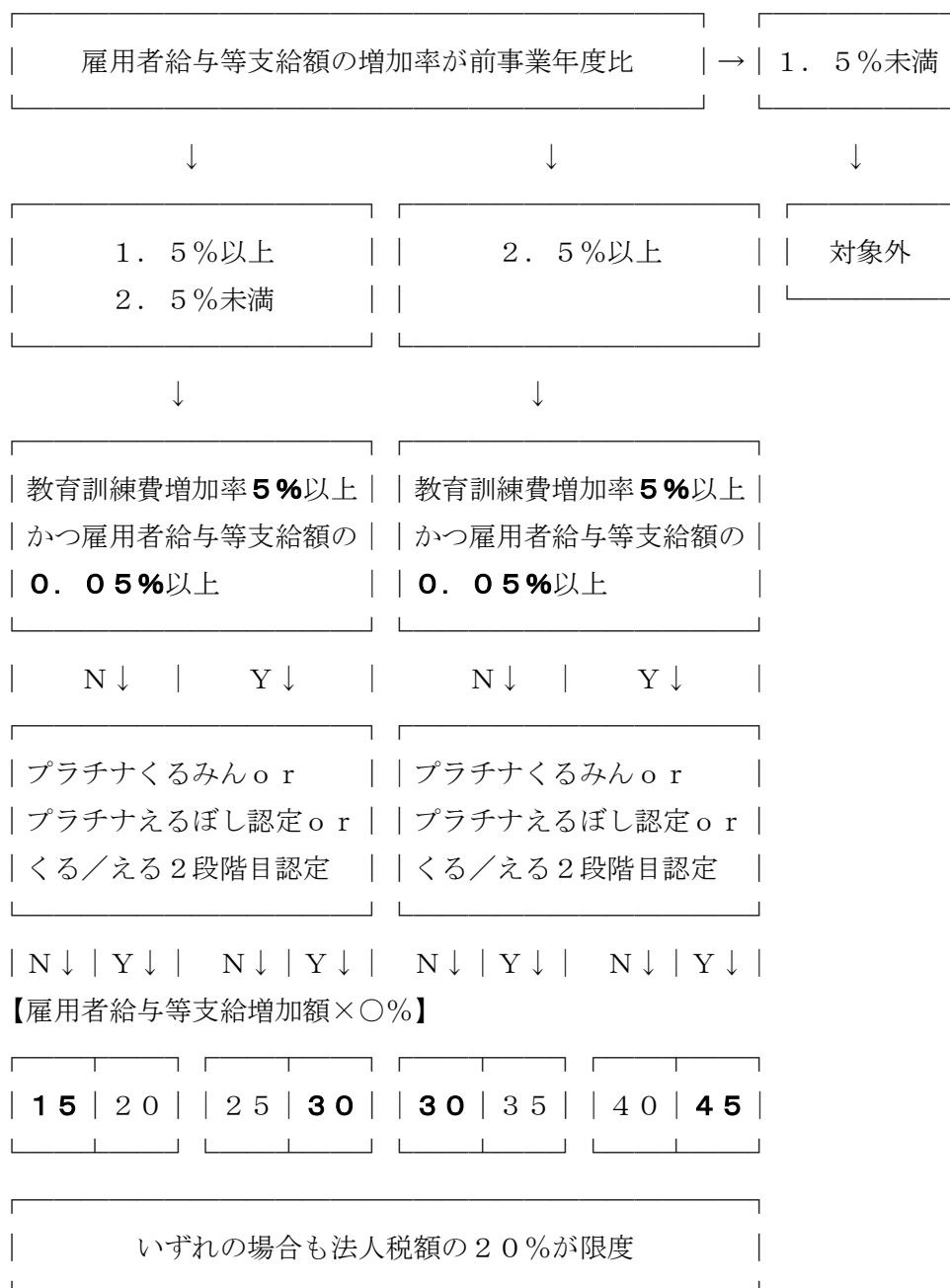
b 〈全企業向け所得拡大促進税制〉適用の要件

雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っているか？			
Y e s ↓	Y e s ↓	Y e s ↓	N o ↓
継続雇用者給与等支給額	継続雇用者給与等支給額	継続…	
の増加率 3 % 以上	の増加率 4 % 以上	3 % 未満	
Y e s ↓	Y e s ↓	Y e s ↓	↓
教育訓練費が前事業年度	教育訓練費が前事業年度	対象外	
比 2 0 % 以上増加	比 2 0 % 以上増加		
N o ↓	Y e s ↓	N o ↓	Y e s ↓
雇用者給与等		雇用者給与等	
支給増加額の	同	支給増加額の	同
1 5 % を控除	2 0 %	2 5 % を控除	3 0 %
いずれの場合も法人税額の 2 0 % が限度			

- ※1 資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の企業は、賃上げ方針をネット公表したうえで経産大臣に届出が必要。
- ※2 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要（申告書添付は不要）

《改正》下記の仕組みとして、3年延長。

a 〈中小企業向け賃上げ促進税制〉適用の要件



※1 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要（申告書添付は不要）。

※2 控除限度超過額は**5年間の繰越可能**。

ただし、**繰越控除年度に雇用者給与等支給額が前事業年度を超えている必要あり**。

→制度自体が3年なのに、5年間繰り越せるのか？

c 〈全法人向け賃上げ促進税制〉適用の要件

雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っているか？

Y ↓

N |

継続雇用者給与等支給額の増加率が3%以上か？

Y |

N ↓ ↓

|

↓

対象外

【継続雇用者給与等支給額の増加率】

3%以上	4%以上	5%以上	7%以上
------	------	-------------	-------------

↓

↓

↓

↓

<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練費の増加率10%以上かつ雇用者給与等支給額の0.05%以上 ・プラチナくるみまたはプラチナえるぼし認定

【上記2つを満たす数】

0 ↓ 1 ↓ 2 ↓	0 ↓ 1 ↓ 2 ↓	0 ↓ 1 ↓ 2 ↓	0 ↓ 1 ↓ 2 ↓
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

【雇用者給与等支給増加額×〇%】

10	15	20	15	20	25	20	25	30	25	30	35
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----------

いずれの場合も法人税額の20%が限度

- ※1 資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の法人と、常時使用する従業員数が**2,000人超**の法人は、賃上げ方針等をネット公表したうえで経産大臣に届出が必要。
- ※2 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要（申告書添付は不要）。
- ※3 適切な関係構築方針を記載する取引先に、消費税の免税事業者も含む。

《時期》 24年4月1日～27年3月31日に開始する各事業年度

- 《留意》 a (中小) 繰越控除が創設されたため、
 役員のための法人以外、情報収集と別表添付が必要。
- b (中小) 3つのうち、通常は中小向けを使うのが有利で、
 給与等が1.5%未満しか増えていない場合、b、cを要検討。
- c (中堅) 支配している法人の従業員数把握が必要。
- d (全て) 給与等の支給額から控除する他の者から支払いを受ける金額に、
 看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算等を含まない。

《結論》 繰越控除創設により、赤字というだけでパスはできません。

②大企業の税額控除不適用措置の整備

《現行》 利益 : 当期所得 ≤ 前期所得

賃上げ : 継続雇用者給与支給額 > 継続雇用者前期給与支給額※

設備投資 : 国内設備投資額 > 当期減価償却費 × 30%

↓

いずれにも該当しない場合、

研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G投資促進税制、

DX投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除適用不可。

※ 資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上で前期黒字の法人

a 22年4月1日 - 23年3月31日開始

継続雇用者給与支給額 ≥ 継続雇用者前期給与支給額 × 100.5%

b 23年4月1日以降開始

継続雇用者給与支給額 ≥ 継続雇用者前期給与支給額 × 101%

《留意》 対象法人 = 租税特別措置法上の中小企業者以外

a 資本金1億円超

b 同一の大規模法人※が50%以上保有

c 複数の大規模法人※が3分の2以上保有

※ イ 資本金1億円超の法人

ロ 100%内の資本金5億円以上の法人に

直接・間接100%保有されている法人

《改正》 a 現行※の要件上乗せ措置の対象法人に、
 従業員数**2,000人超**で前期黒字の法人を追加。

b そのうえで、

設備投資要件も、国内設備投資額 > 当期減価償却費 × **40%**、に上乗せ。

《結論》5つの税制対象となるような大法人は、ムチがなくても賃上げしないと人が集まらない局面だと思います。

③中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

《現行》青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者除く）で、中小企業等経営強化法改正法施行日から24年3月31日までの間に経営力向上計画（経営資源集約化の記載あり）の認定を受けたものが、他の法人の株式等の取得（**購入のみ、10億円以下**）をし、その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に適用。

《内容》 a 準備金積立て

その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の**70%**以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その事業年度において損金算入できる。

b 準備金取崩し

その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積立事業年度終了の日の翌日から**5年**を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

《改正》適用範囲の拡充

a 要件

青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法改正法施行日から27年3月31日までの間に特別事業再編計画の認定を受けたものが、他の法人の株式等の取得（**購入のみ、1億円以上100億円以下**）をし、一定の表明保証保険契約を締結せず、その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に適用。

b 内容

イ 準備金積立て

その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の一定金額以下の金額※を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その事業年度において損金算入できる。

※ 特別事業再編計画に従い最初に取得した株式：**90%**
それ以外の株式：**100%**

ロ 準備金取崩し

その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、
その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、
その積立事業年度終了日の翌日から**10年**を経過した日を含む事業年度から
5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

《留意》現行制度も表明保証保険契約要件を追加の上、延長されるのか。

《結論》中小・中堅企業投資を後押しする制度です（ただし課税の繰延）。

④戦略分野国内生産促進税制の創設

《趣旨》GX、DX、経済安全保障という戦略分野において、
民間として事業採算性に乗りにくい、
国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、
生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制を創設

《要件》青色申告書を提出する法人で、
産業競争力強化法改正法の施行日から27年3月31日までの間にされた
事業適応計画の認定に係る同法の認定事業適応事業者が、
産業競争力基盤強化商品※1を生産するための設備の新設又は増設をする場合に、
新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得して事業供用すること。

※1 産業競争力強化商品

- イ 半導体
- ロ 電動車
- ハ 鉄鋼
- ニ 基礎化学品
- ホ 航空機燃料

《内容》認定日以後**10年**以内の日を含む各事業年度において、
a その減価償却資産で生産された産業競争力基盤強化商品のうち
その事業年度の対象期間において**販売**されたものの数量等に応じた金額
b その減価償却資産の取得価額を基礎とした金額（既に適用済金額を除く）
↓
aとbのいずれか少ない金額の**税額控除**が可能。
ただし、DX投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制と合計で、
法人税額の**40%**（半導体は20%）を上限。
控除限度超過額は**4年間（半導体は3年間）の繰越**可能。

《除外》 当期所得金額 > 前期所得金額で、

次のいずれも満たさない場合は、繰越控除を除き適用除外。

- a 継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者前期給与支給額 \times 101%
- b 国内設備投資額 > 当期減価償却費 \times 40%

→ 上記②と同じ要件

《金額》 内容 a の金額

a 半導体

イ マイコン半導体

テクノロジーノード 28~45nm	: 1.6万円 / 1枚
45~65	: 1.3
65~90	: 1.1
90~	: 0.7

ロ パワー半導体

ウエハーが主としてけい素	: 0.6万円 / 1枚
同炭化けい素又は窒化ガリウム	: 2.9

ハ アナログ半導体

イメージセンサー	: 1.8万円 / 1枚
その他	: 0.4

b 電動車 (蓄電池)

イ 軽ではない電気自動車、燃料電池車	: 40万円 / 1台
ロ その他	: 20万円

c 鉄鋼 (グリーンスチール) : 2万円 / 1トン

d 基礎化学品 (グリーンケミカル) : 5万円 / 1トン

e 航空機燃料 (SAF) : 30円 / 1リットル

※ 上記金額について、

8年目は75%、9年目は50%、10年目は25%に減額。

内容 b の金額

該当資産 + 強化商品生産のため直接、間接に使用する減価償却資産に係る
合計投資額として事業適応計画に記載された金額

《留意》 a 半導体を除き、控除税額は**地方法人税の課税標準から控除しない。**

b **法人住民税には適用がない。**

《結論》 販売データを把握する必要があります。

⑤イノベーションボックス税制の創設

《趣旨》 研究開発拠点としての立地競争力を強化し、
民間による無形資産投資を後押しするため、
国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得を優遇

《要件》 青色申告書を提出する法人が、
25年4月1日から32年3月31日までの間に開始する各事業年度において
居住者若しくは内国法人に対する
特定特許権等の居住者若しくは内国法人（関連者除く）への**譲渡**又は
他の者（関連者除く）に対する**特定特許権等の貸付け**を行った場合に適用。

→④は販売数量、⑤は譲渡や貸付けなど、
ともにアウトプット（成果）を意識した建付。

《内容》 a 特許権譲渡等取引ごとに、次の金額を合計した金額

特許権譲渡等取引の所得金額

分母のうち適格研究開発費※3の合計額

×

当期及び前期※1以前の当該特許権譲渡等取引に係る
特定特許権等※2に直接関連する研究開発費の合計額

- ※1 25年4月1日以後開始事業年度のみ
- ※2 24年4月1日以後に取得又は製作した特許権及び
人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で、一定のもの。
- ※3 研究開発費の額（会計基準に一定の調整を加えた金額）のうち、
次以外のもの
 - イ 特定特許権等の取得費
 - ロ 支払ライセンス料
 - ハ 国外関連者に対する委託研究費
 - ニ 国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額

b 当期の所得金額

↓

いずれか少ない金額の**30%を損金算入**

(所得×70%×実効税率29.74%=20.818%)

《留意》 内容 a の計算

27年4月1日前に開始する事業年度の場合で

(3月決算であれば26年3月期、27年3月期、28年3月期)

その期に行なった特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうちに、

制度適用開始初年度前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合
 当期の特許権譲渡等取引の所得金額の合計額
 分母のうち適格研究開発費の合計額
 × $\frac{\text{当期の特許権譲渡等取引の所得金額の合計額}}{\text{分母のうち適格研究開発費の合計額}}$
 当期、前期及び前々期に生じた研究開発費の合計額

《結論》アウトプット金額の集計が難しそうです。

⑥研究開発税制の見直し

《改正》

- a 内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額を対象から除外
 - b
- A：試験研究費割合（試験研究費／過去3年間の平均売上額）
 B：増減試験研究費割合（（試験研究費－過去3年間の平均試験研究費 C）／C）

分類	対象	控除率	控除限度額
一般型	大・中	$B > 12\% :$ $11.5\% + (B - 12\%) \times 0.375$ + 控除割増率：(A - 10%) × 0.5（上限 10%） （上限 14%） $B \leq 12\% :$ $11.5\% - (12\% - B) \times 0.25$ + 控除割増率：(A - 10%) × 0.5（上限 10%） （下限 1%） $B < 0\% :$ ①26/4/1~29/3/31 開始事業年度 $8.5\% + B \times 30 \text{ 分の } 8.5$ ②29/4/1~31/3/31 開始事業年度 $8.5\% + B \times 27.5 \text{ 分の } 8.5$ ③31/4/1 以後開始事業年度 $8.5\% + B \times 25 \text{ 分の } 8.5$ （下限なし）	基本 25%*,*** 上乗せ 35%** 最大 35%**** *研究開発を行う一定のベンチャー企業は 40% **A > 10% の場合、(A - 10%) × 2（上限 10%）を上乗せ ***B > 4% の場合、(B - 4%) × 0.625（上限 5%）を上乗せ。B < △4% の場合、(-B - 4%) × 0.625（上限△5%）を減額 **** **の適用がある場合、**と***の大きいほうを適用。
中小企業技術基盤強化税制	中	$B > 12\% :$ $12\% + (B - 12\%) \times 0.375$ + 控除割増率：(A - 10%) × 0.5（上限 10%） （上限 17%） $B \leq 12\% :$ $12\% + \text{控除割増率} : (A - 10\%) \times 0.5 \text{ (上限 10\%)}$	基本 25%* 上乗せ 35%** *同上 **B > 12% の場合、10%を上乗せ。B ≤ 12%かつ A > 10% の場合、(A - 10%) × 2

			(上限 10%) を上乗せ
オープンイノベーション型	大・中	<p>特別試験研究費（この適用を受けた額は総額型、技術基盤強化税制の試験研究費に含めず）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方が大学・特別研究機関等（福島国際研究教育機構を追加）：30% ・研究開発型ベンチャー・特別新事業開拓事業者※1との共同研究等：25% ・国立大学等の外部化法人との共同研究等：25% ・大企業等への委託研究：20% ・相手方がその他民間企業等：20% ・新規高度研究業務従事者※2に対する人件費：20% <p>※1 出資者のファンドについて経産省認定は不要で、未上場、設立 15 年未満、研究開発費割合 10%以上等の企業を経産省が証明</p> <p>※2 博士号を取得してから 5 年以内の者、他の事業者で 10 年以上研究業務に従事した雇用 5 年以内の者</p>	10%

《時期》 a 不明

b 26年4月1日以後開始事業年度

《結論》試験研究費を減少させた場合のペナルティです。

⑦暗号資産の評価方法見直し

《現行》 a 期末評価

活発な市場が存在する暗号資産は時価評価して益金又は損金算入。

ただし、次の場合は時価評価不要。

イ 自己が発行し発行時から継続して保有。

ロ 発行時から継続して、技術的措置や信託により譲渡制限あり。

b 取得価額

購入以外の場合は購入時の時価。

ただし、自己が発行した発行した暗号資産は、発行に要した費用の額。

《改正》期末評価のロについて「発行時から継続」を問わず、原価法と時価法の選択。

暗号資産の種類ごとに選定し、

暗号資産取得日の属する事業年度の確定申告提出期限までに届出。

届出がなかった場合は、原価法。

《結論》(繰り返し) 測定や評価以前に、投資させないのが税理士の役割です。

⑧交際費等の損金不算入制度の拡充

《現行》 a 800万円の定額控除

b 飲食費※の50%損金算入(2014年度～)

資本金	a	b
100億円超	×	×
1億円超100億円以下	×	○
1億円以下		
下記以外	○	○: 選択
5億円以上の100%子会社	×	○

※ 1人当たり5,000円以下の飲食費は除外→損金算入。

《改正》上記※の5,000円以下を**1万円**以下に引き上げたうえで、中小法人への損金算入特例を3年延長。

《時期》**24年4月1日以後に支出**する飲食費

《留意》3月決算以外では、同一事業年度内に5,000円と1万円が併存。

《結論》今どき、無制限でもいいのではないのでしょうか。

⑨外形標準課税対象法人の見直し

《現行》資本金1億円超の法人が外形標準課税の対象

a 資本金1億円超	所得割	3.6%: 特別法人事業税含む
	付加価値割	1.2%
	資本割	0.5%
b 資本金1億円以下	所得割	9.6%: 特別法人事業税含む

《趣旨》形式的な減資やグループ化による外形標準課税逃れへの対応

《改正》1 減資への対応

- a 対象法人について、
資本金1億円超の現行基準は維持したうえで、
前事業年度に外形標準課税対象だった法人で、
当事業年度**資本金1億円以下で資本金+資本剰余金が10億円超**の法人を追加。
→当事業年度の駆け込み減資は認めない。

b 制度適用当初の取り扱い

(前提は今回の改正法「公布日」が24年3月31日)

イ 24年3月31日に減資して、

資本金は1億円以下だが、資本金+資本剰余金が10億円超になった場合

	公布★		→★施行	
	3/31減資↓			
	23/3期	24/3期	25/3期	26/3期
判断基準	従来	従来	従来	新
資本金1億円超	○	×	×	×
資+資剰10億円超	—	—	—	○
外形標準課税対象	★○★	×	×	○ : aの例外

ロ 24年3月30日(=公布日の前日)までに減資して、

資本金は1億円以下だが、資本金+資本剰余金が10億円超になった場合

	公布★		→★施行	
	3/30減資↓			
	23/3期	24/3期	25/3期	26/3期
判断基準	従来	従来	従来	新
資本金1億円超	○	×	×	×
資+資剰10億円超	—	—	—	○
外形標準課税対象	○	★×★	×	× : イの例外

→何月決算であっても、

24年3月30日(公布日の前日)までに減資していれば、

公布日以後最初に終了する事業年度が外形標準課税対象外となり、

新基準の適用はない。

《改正》2 100%子法人等への対応

特定法人(資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人※1

又は相互会社・外国相互会社)の100%子法人等※2のうち、

当該事業年度末日の**資本金が1億円以下**で、

資本金と資本剰余金の合計額※3が2億円を超えるものは、

外形標準課税の対象とする※4、5。

※1 非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。

※2 特定法人との間に完全支配関係がある法人及び

100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式の全部を保有されている法人

- ※3 公布日以後に親法人に資本剰余金から配当した場合は加算。
- ※4 産業競争力強化法の特別事業再編計画認定を受けた一定の場合は除外。
- ※5 新たに対象となる子法人等の負担軽減
 - a 26年4月1日から27年3月31日までに開始する事業年度
従来の課税方式を超える税額×3分の2
 - b 27年4月1日から28年3月31日までに開始する事業年度
従来の課税方式を超える税額×3分の1

《時期》改正1：25年4月1日以後に開始する事業年度

改正2：26年4月1日以後に開始する事業年度

《結論》3月中の減資アドバイスを忘れないことが必要です。

⑩地方拠点強化税制の見直し

《現行》a 拡充型

オフィス減税

建物等の取得価額に対し、15%の特別償却または税額控除4%。

雇用促進税制

増加雇用者1人あたり最大30万円（転勤者20万円）の税額控除。

b 移転型

オフィス減税

建物等の取得価額に対し、25%の特別償却または税額控除7%。

雇用促進税制

増加雇用者1人あたり最大50万円（転勤者40万円）
+40万円の税額控除（3年間）。

《改正》a オフィス減税（2年延長）

イ 対象となる建物に一定の保育施設を追加。

ロ 中小企業者以外の取得価額要件を2,500→3,500万円に。

ハ 対象となる建物等の取得価額の上限を80億円に。

b 雇用促進税制（2年延長）

イ 施設整備計画の認定後2年以内適用を事業供用日から2年以内適用に。

ロ 離職者がいないことの判定を1年から2年に。

⑪倒産防止共済掛金の損金算入

《現行》支払った金額を損金算入可能

《改正》契約解除後、再度契約を締結した場合、

解除の日以後2年を経過する日までに支出する掛金は損金不算入。

《結論》 欠損金解消のための解除防止でしょうか。

それより、別表添付を忘れないことが重要です。

⑫少額減価償却資産の損金算入特例

《現行》 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、1事業年度300万円を限度として損金算入可能。

《改正》 対象法人から、

e-Tax強制法人で従業員300人超の法人を除外したうえで、2年延長。

《結論》 e-Tax強制は期首の資本金1億円超で判断→減資対応？

1億円超の農業協同組合等が対象の改正のようです（税務通信 1月15日）。

(4) 消費課税

①プラットフォーム課税の導入

《趣旨》 国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保

《事例》 「世界的に人気のオンラインゲーム「フォートナイト」を日本向けに提供しているルクセンブルクの法人が日本のユーザーからの課金収入をめぐって、東京国税局からおよそ30億円の消費税の申告漏れを指摘され、およそ35億円を追徴課税されたことも、11月に明らかになっています」（12月14日、NHK）。

《内容》 国外事業者が、

デジタルプラットフォーム（アップストア、グーグルプレイ等）を介してアプリ等電気通信利用役務（事業者向けを除く）を提供する場合、課税期間の対価合計額が50億円超のプラットフォーム事業者であれば、当該プラットフォーム事業者が消費税の納税義務を負う。

《時期》 25年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供

《結論》 世界でも既に導入済みで、実効性ありと考えていいのでしょうか。

②国外事業者に対する事業者免税点制度の特例の見直し

《現行》 a 特定期間における課税売上高による納税義務免除

課税売上高又は給与支払額が1,000万円を超えていれば課税事業者。

- b 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務免除
基準期間がない課税期間でも、期首資本金が1,000万円以上であれば免除されず。
- c 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務免除
基準期間がない課税期間でも、課税売上高5億円超の法人等により設立された法人は免除されず。

- 《課題》
- a 給与支払額は居住者分で判定。
→非居住者への支払いが多い場合に適用されない（免除される）。
 - b 基準期間がない法人が対象。
→設立2年以上経った外国法人が日本進出した場合、
資本金1,000万円以上であっても、
基準期間があり課税売上がないため、納税義務が免除される。
 - c 国内の課税売上高で判定。
→国外で多額の売上がある法人が設立した法人は納税義務が免除される。

- 《改正》
- a 国外事業者について、給与による判定を認めない。
 - b 外国法人は、国内事業開始時の資本金で判定する。
 - c 国外分も含めた収入金額が50億円超で判定する。

- 《留意》その他、課税期間初日においてPEを有しない国外事業者に、
- a 簡易課税を認めない
 - b インボイス2割特例を認めない

《時期》24年10月1日以後に開始する課税期間

《結論》法人課税同様、国内優先、内外公平の観点です。

③【来年度以降】外国人旅行者向け免税制度の抜本的な見直し

《趣旨》外国人旅行者が免税店で消費税を課されず購入した商品を
国外に持ち出さず国内で転売する事例が見られることへの対応。

《内容》まず免税ではなく、
まず課税で、税関で持ち出しが確認された場合に免税とする。

《留意》免税購入された物品と知りながら行った課税仕入に、
仕入税額控除を認めない。

《時期》留意に記載の措置は、

24年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入に適用。

④高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限の見直し

《現行》一般課税が適用される課税期間に、

一取引の税抜対価が1,000万円超の

棚卸資産又は調整対象固定資産を取得した場合、

取得した課税期間以後3年間は免税事業者になれず、簡易課税の適用も不可。

《趣旨》現行：仕入税額控除の「取り逃げ」を防止。

改正：金地金等の仕入タイミング調整への対応。

《改正》高額特定資産に、

金又は白金の地金の合計額が**200万円**以上の場合を追加。

《時期》24年4月1日以後に国内において事業者が行う金地金等の課税仕入

《結論》どこまで強化しても抜け道がありそうです。

⑤インボイス事業者以外の者からの課税仕入に関する経過措置の制限

《現行》インボイス事業者以外の者からの課税仕入について、

3年間は80%、次の3年間は50%の仕入税額控除が可能。

《内容》**一のインボイス事業者以外の者**からの課税仕入が、

その年又はその事業年度で**10億円**を超える場合、

その**超えた部分の課税仕入に経過措置の適用を認めない**。

《結論》どういう趣旨なのでしょう。

資本金1,000万円未満の法人を設立して、

そこから高額仕入れをする事態を想定でしょうか。

(5) 国際課税

①国際最低課税額に対する法人税の見直し

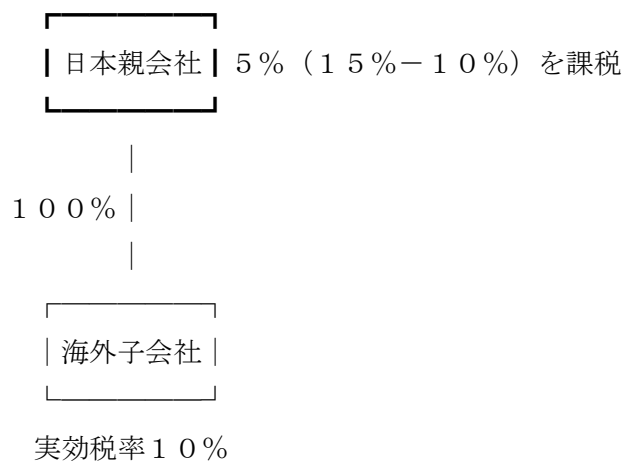
《趣旨》法人税率引き下げ競争の歯止め。

《背景》2021年、

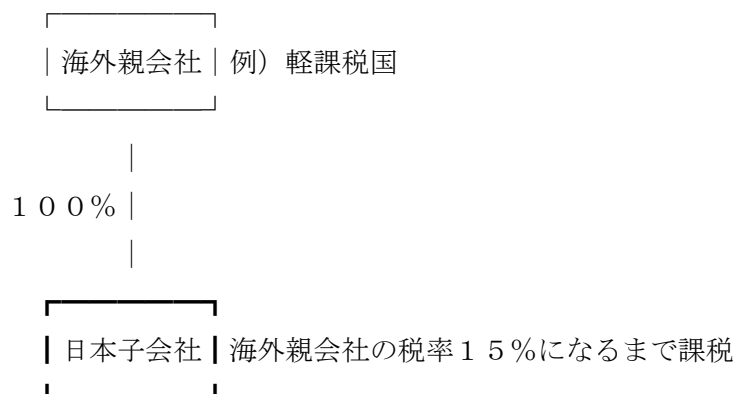
OECD加盟137か国が

最低15%の法人税率を課すグローバル・ミニマム課税に合意。

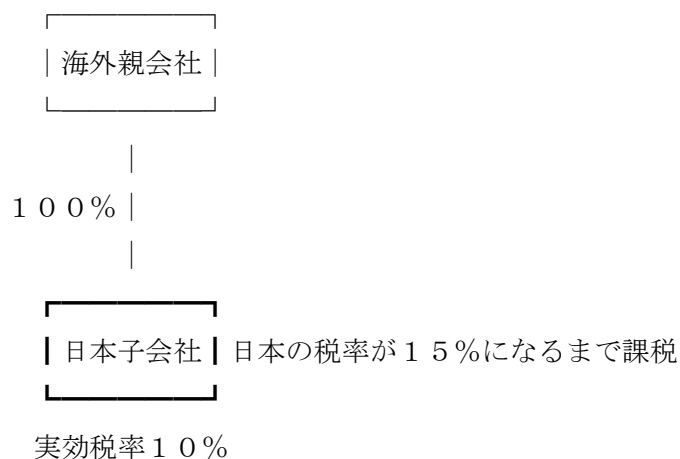
《概要》 a 所得合算ルール：昨年度創設→適用免除や外国税額控除などの見直し



b 軽課税所得ルール：【来年度以降】



c 国内ミニマム課税：【来年度以降】



《内容》 a 適用対象法人

- イ 直前の 4 対象会計年度のうち 2 以上の対象会計年度の総収入金額が 7 億 5,000 万ユーロ相当額以上
- ロ 軽課税国に所在する子会社を直接または間接の保有する最終親会社

b 適用免除

- イ 軽課税国に所在する子会社の全ての収入（直前3期間平均）が
1,000万ユーロ未満
- ロ 軽課税国に所在する子会社の全ての利益または損失（直前3期間平均）が
100万ユーロ未満

c 申告・納付期限

対象会計年度終了の日の翌日から1年3か月（一定の場合1年6か月）以内

d 情報申告制度

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、
当該構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率、
当該特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額
その他必要な事項等（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を、
申告期限までに電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供。

《時期》制度適用は、24年4月1日以後に開始する対象会計年度

今回の見直し時期は不明

例) 25年3月31日：最初の適用年度

↓1年3か月：連結情報収集、申告準備等

26年6月30日：最初の申告・納付・情報申告期限

《結論》税務の現場への負荷ばかりが増大している印象です。

【6】その他—税制改正大綱とは関係なく

（1）税務署における收受印廃止

《発表》国税庁 24年1月4日

「令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いいたします」。

《対応》個人の所得税1件について要検討。

（2）近年の制度改正

《概要》マイナンバー…なくても済んでいます。

電子取引……………骨抜きになりました。

インボイス……………国税庁長官が火消しをしています。

「国税当局が行う税務調査は、大口・悪質など調査必要度の高い納税者を優先的に対象としており、これまでも請求書等の保存書類の軽

微な記載事項の不足を確認するための税務調査は実施していません。インボイス制度の開始後も特に変更はなく、**調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、他の書類等を確認するなど柔軟に対応してまいります**」（税務通信3765号 2023年8月21日）。

「インボイス制度開始後も、免税事業者からの仕入れについても一定割合の税の差し引きを認めるなどの経過措置が用意されている。日本税理士会連合会は「経過措置の延長や恒久化」などの検討を求めている。住沢氏は「必要があれば与党の税制調査会などで検討することになる」と述べるにとどめた」（日経、2023年9月12日）。

定額減税……………壮大な生産性悪化実践です。

《結論》現場の常識を共有する税務署員と税理士は同業者です。

(3) 税理士の役割

《問い》AI時代に税理士は不要になるのか？

《定義》街場のカフェ

↓

コミュニティーセンターでは、何かを話さなければならない。…重荷、負担
カフェだと、「コーヒーを飲みに来る」という口実ができる。…気軽、雑談

↓

普通の人にはなかなか聞けない。…理由の無さ、相手への遠慮
ちょっと税理士に聞いてみよう。…肩書が口実、経験への期待

↓

そのために何を語らなければならないか？
どういう態度で相手に接する必要があるか？

《問答》Q：相続税を減らすためにマンションを建てたい。

A：現金を不動産化すると相続税節税になります。

A：そんな荷物を子どもにも背負わせるのですか。

Q：フランチャイズで塾を経営してみたいと思う。

A：利益率やキャッシュフローを分析してみます。

A：これまで教育の話なんてしたことないですね。

Q：経営者同士の会合費用は交際費で問題ないか。

A：何らか事業に関連していれば問題ありません。

A：外で遊んでないで会社来て仕事してください。

Q：社保節約のため事前確定届出給与を考えたい。

A：他の会社でも実行されているので大丈夫です。

A：不自然。王道を歩まないとかっこ悪いですよ。

↓

税より大事なことがあります。

《結論》無制限に相手の話を聞き続け、……関係の構築
声にならない声を聞こうとし、……相手の理解
メールは1時間以内に返答し、……安心と信頼
何かあればいつでも駆けつけ、……更なる信頼
ミスや失敗は言い訳せず謝り、……信頼の回復
税以外にも好奇心を持ち続け、……話の面白さ
経験を積み常に社会を観察し、……哲学の構築
出世や付度や愛想笑と無縁に、……心身の健康
好き嫌いで物事を判断すれば、……自分の快適
会話に深みが出るという希望。……同じ土俵に立つ

そんな税理士になれるように、

学び続ける動機として不可欠なのが、毎年の税制改正です。